

## 公告

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定により、下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第108条の2第1項の規定により公表する。

令和8年4月24日

和歌山県知事 宮崎 泉

### 1. 契約の内容

「和歌山県総合計画」点字版印刷発行業務  
(詳細は別添仕様書のとおり)

### 2. 契約の相手方の決定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定されている、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設、同条第28項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者で、和歌山県内に所在する者のうち、当該点字版の印刷発行業務の条件を満たし、受託を希望する者から提出された見積書について、予定価格の範囲内で最も低い価格を提示した者を相手方とする。

### 3. 契約の相手方の決定日時(予定)

令和8年5月7日(木)

### 4. 契約の相手方の選定基準

上記2に規定する者で県税、消費税又は地方消費税を滞納していない者

### 5. 見積書等の提出期限及び提出場所等

(1)提出期限 令和8年5月1日(金)午後5時

(2)提出場所 和歌山市小松原通1丁目1番地 本館4階  
和歌山県企画部企画政策局企画課

(3)提出方法 持参又は郵送により提出

ただし、郵送の場合は提出期限までに必着させること

# 「和歌山県総合計画」点字版印刷発行業務仕様書

## 1 業務名

「和歌山県総合計画」点字版印刷発行業務

## 2 内容

県が提出する原稿の点訳、印刷

## 3 印刷等の名称等

### (1) 名称

「和歌山県総合計画」点字版

### (2) 規格

- ・B5判
- ・3冊程度に分冊すること
- ・本文は、点字両面印刷
- ・表紙または背表紙に点字・墨字を併記すること
- ・製本方法は問わない

### (3) 印刷部数

15部

## 4 校正方法

校正は必ず点字を読める者を含め、解読する者と原稿を確認する者の2名以上の組で、解読校正を2回以上行うこと

## 5 県が提出する原稿

県総合計画冊子 全 152 ページ

## 6 その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、県担当者と協議し、その指示に従うこと

### <見積書の記載方法>

- 1 あて名は、「和歌山県知事」でお願いします。
- 2 住所、法人名及び代表者名を記載してください。
- 3 代表者印を押印してください。代表者印を省略する場合は、見積書の発行者（発行者が法人の場合は、発行責任者及び担当者）の氏名及び電話番号を記載してください。
- 4 見積金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。

## 説明事項

### 1. 見積方法

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。  
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 当業務は消費税及び地方消費税の非課税取引に該当するため、見積書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒に氏名(法人の場合その名称又は商号)及び業務内容を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### 2. 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに談合その他不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

### 3. その他の提出書類

県税及び消費税又は地方消費税を滞納している者でない証明書の原本又はその写しを見積書とともに提出すること。(※提出日において発行後3ヶ月を経過していないもの)

### 4. 契約の相手方の決定方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち、予定価格の範囲内で、最も低い価格をもって有効な見積書の提出を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書(ファクシミリを含む。)で通知する。  
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 5. 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から94条までの規定の定めるところによる。